

放課後児童健全育成事業に伴う施設貸借に関する取り決め書

福祉課が実施する放課後児童健全育成事業における学校施設の貸借について、下記の貸借条件を付して取り決める。

1. 借用施設

1) 校舎 河内郡上三川町大字東蓼沼251番地 上三川町立本郷小学校校舎1階
東側倉庫(面積約80㎡)、電気、上水道、下水道

2) 駐車場 河内郡上三川町大字東蓼沼633番地 職員駐車場の一面
指導員用駐車場2台分

※ 別紙平面図のとおり

2. 使用者 河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地 上三川町 福祉課

3. 使用目的 上三川町放課後児童健全育成事業実施要綱第1条とする。ただし、対象児童は本郷小学校児童の第1学年から第6学年とする。

4. 期間 平成29年4月1日より平成30年3月31日までの1カ年とする。ただし、更新することを妨げない。

※ 上三川町放課後児童健全育成事業実施要綱第4条の(2)、(3)による。

5. 条件

1) 使用に関して

- ① 借用施設以外への立ち入りが出来ないよう指導及び対策を講じると共に、校庭及び遊具施設等の使用については、学校の教育活動に支障のないようにすること。
- ② 次年度の施設の借用については、学校運営上支障のない場合に限り、学校長が上三川町教育委員会と相談の上決定することとするが、在学児童数の増加等、学校教育活動上及び学校管理上の問題がある場合は不可とする。
- ③ その他、詳細については、本郷小学校との約束事項に定める。

2) 安全対策及び保育児童の事故の責任

- ① 学童保育児童と施設の安全管理については、福祉課が責任をもって指導すること。
- ② 学童保育による施設使用時と使用後及び下校時の事故については、学校、教育委員会は一切の責任を負わないものとする。

3) 施設の管理

- ① 使用する施設及びその周辺の清掃、防火、施錠は責任をもって実施すること。
- ② 学童保育室改修後の施設改造はしないこと。
- ③ 使用した施設設備を破損した場合は、使用する側で弁済すること。
- ④ 空調設備(エアコン)に校舎動力設備を使用する為、空調設備には子メーターを設置すること。

4) その他

- ① その他、問題が生じた場合は速やかに報告し協議すること。

平成29年4月1日

上三川町立本郷小学校

校 長

上三川町福祉課

課 長

放課後児童健全育成事業による施設借用に関する学校との約束事項

この約束事項は放課後児童健全育成事業に伴う施設貸借に関する取り決めに基づき定めるものである。

- 1 本郷小学童クラブ（以下「本会」という。）以外の目的には使用しないと共に、本会員以外の使用も認めないものとする。
- 2 保健室のみ当直の使用許可を受け使用することができる。ただし、当直立会いのものとする。
- 3 応急手当が講じられるよう救急医薬品を設けておくこと。
- 4 本会に関する学校側の対応は、その一切を校長（教頭）が行うので、他の職員に負担をかけぬよう留意すること。
- 5 備品として、テレビ、冷蔵庫、炊飯器、電気ポット、掃除機、扇風機、指導員用机・椅子、ローテーブルを置くことは差し支えない。
- 6 校庭は、クラブ活動、スポーツ少年団活動、学校活動等に支障をきたさぬよう使用する。
- 7 電気料金、上下水道料金は町（学校で予算化）で負担する。ただし、電話料は使用者負担とする。
- 8 清掃は本会で行い、用具は本会で用意する。
- 9 学校の備品（コピー機、印刷機、机、椅子等）は使用できないものとする。
- 10 学校の行事予定を指導員に知らせると共に、本会の行事予定も学校に通知する。

- 1 1 緊急時に備えて、本会発足後すぐに学校医にあいさつをしておくこと。
- 1 2 学童保育室入口及び東門の鍵は指導員が預かり、施錠後は指導員が責任をもって保管する。
- 1 3 鍵のコピーは絶対にしない。
- 1 4 校地出入口は東門とし、門扉の開閉は責任をもって行うこと。
- 1 5 戸締りの確認場所は次のとおりとする。
学童保育室の窓・出入口及び東門
- 1 6 児童が施設借用区域以外に行かないようにすること。また、借用区域外進入による警報機器作動による責任は本会において負う。
- 1 7 送迎の車は、東門付近町道等を利用し、校庭への進入は禁止する。
- 1 8 指導員の車両は、校舎北側の職員駐車場を使用(駐車場 2 台分指定)し、校庭への進入は禁止する。
- 1 9 その他、問題が生じた場合は速やかに協議し、解決を図る。

平面図

本郷小学校

